

事故の例：通風機能付き勝手口ドアの通風部を無理に操作して指に裂傷を負った

なぜ事故が起こったのか？

お住まいの方が、外気を取り入れようと、通風機能付き勝手口ドアの通風部を開けようとしたところ、内側窓と外側窓が連動して動かなくなっていた。片手で内側の窓を支えながら、もう片方の手ではみ出していた通風部の上げ下げ機構の部品に触れていたところ、突然、外側窓が下がり、部品と窓の間に指を挟まれ裂傷を負った。お住まいの方は、「だんだんと窓が開閉しづらくなってきた」と感じながら使用を続けていた。



事故にあわないためには！

長年の使用で、通風機能付き勝手口ドアの通風部（上げ下げ窓など）に以下の現象が出た場合は、通風部の開閉をやめて、家を建てた業者様（工務店、ハウスメーカーなど）へ、点検又は修理をご依頼ください。業者様と連絡が取れない場合は、サッシメーカーの相談窓口にお問い合わせください。

- ・通風部の開閉ができなくなった。閉まり切らなくなった。
- ・通風部の開閉操作が重くなった。ガタツキや引っ掛かりを感じるようになった。異音が発生する。
- ・通風部のクレセントやロックがかかりにくくなった。

開閉操作に異常がある状態で、そのまま操作を続けた場合、思わぬけがにつながるおそれがあります。

【ご注意のポイント(通風部が上げ下げ窓の場合)】

- ・上げ下げ窓の開閉操作は、必ず操作部を持ち、内側と外側の窓が確実に連動して動くこと確認してください。操作がうまくいかない場合は、使用せず、点検又は修理をご依頼ください。
- ・上げ下げ窓に衝撃が加わるような乱暴な開閉は行わないでください。窓が故障し思わぬけがにつながるおそれがあります。